武蔵野芸能劇場ほか2施設指定管理者 募集要項

令和6年4月 武蔵野市

目次

第	1 事業に関する事項	1
1	公募の目的	1
2	募集要項等の構成	1
3	施設の概要	1
4	指定期間	2
5	管理の基準	2
6	指定管理者が行う業務の内容	3
第	2 経費に関する事項	5
1	指定管理料の上限額	5
2	収入として見込まれる主な項目	5
3	支出として見込まれる主な項目	5
4	使用料	5
5	第三者への再委託等	
6	修繕	6
7	補助金等の活用	6
8	自主事業の経理	6
第	3 選定に関する事項	7
1	申請資格要件等	7
2	申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	選定方法 1	
4	審査項目 1	1
第	4 リスクに関する事項1	2
1	リスク分担 1	2
第	5 協定に関する事項1	4
1	協定の締結1	4
第	6 その他1	6
1	その他の留意事項1	6
2	問合せ先・提出先1	6

第1 事業に関する事項

1 公募の目的

武蔵野市(以下、「市」という。)では令和7年度から令和11年度までの「指定管理者制度に関する基本方針」の中で、指定管理者の選定にあたっては、公の施設の設置目的を効果的に達成するためには、原則公募とすることとしている。

武蔵野芸能劇場(以下、「芸能劇場」という。)、武蔵野スイングホール(以下、「スイングホール」という。)、武蔵野かたらいの道市民スペース(以下、「市民スペース」という。) については、市民の文化活動の振興を図るという共通の目的を持つ施設であり、より魅力的な施設の活用方法について提案を求めるために、3館一括で指定管理者を公募する。

2 募集要項等の構成

本公募の条件等を示す資料は、この募集要項のほか、以下のとおりである。この本募集 要項と以下の資料を総称し、以下「募集要項等」という。

- (1) 要求水準書
- (2) 審查基準
- (3) 様式集及び記載要領
- (4) 基本協定書案
- (5) 年度協定書案

募集要項の添付資料は、以下のとおりである。なお、添付資料は、本公募の申請のため にのみ使用すること。

添付資料1:施設概要

添付資料2:維持管理及び運営等に関する業務の基準

添付資料3:図面

添付資料4:備品一覧

3 施設の概要

対象施設は、次の3館である。

(1) 芸能劇場

公の施設の名称		武蔵野市立武蔵野芸能劇場
所在地		武蔵野市中町1丁目15番10号
建 物 開設年度		昭和 58 年度(1983 年度)
概要構造		SRC造
	延床面積	1, 578. 62 m²
	主な構成	小劇場(154 席)、小ホール

(2) スイングホール

公の施設の名称		武蔵野市立武蔵野スイングホール
所在地		武蔵野市境2丁目14番1号
建物	開設年	平成8年度(1996年度)
概要	構造	RC造・SRC造・S造
	延床面積	1, 992. 33 m²
	主な構成	北棟 2 階・ 3 階: スイングホール (180 席)
		南棟 10 階:スカイルーム
		南棟 11 階:レインボーサロン

(3) 市民スペース

公の施設の名称		武蔵野市立かたらいの道市民スペース
所在地		武蔵野市中町1丁目11番16号
建 物 開設年		平成 22 年度(2010 年度)
概要構造		R C造(一部 S造)
	延床面積	141. 78 m²
	主な構成	会議室

4 指定期間

令和7年(2025年)4月1日~令和12年(2030年)3月31日

5 管理の基準

指定管理者は、市の条例等に沿って、施設の管理運営を行うこと。指定管理者が行う管理の基準の詳細は、要求水準書及び維持管理及び運営等に関する業務の基準(以下、「要求水準書等」という。)を参照すること。

現在の施設の休館日及び開館時間は、次のとおりである。なお、条例等が指定期間前及 び指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施すること。

また、指定管理者の申請にあたり、休館日及び開館時間の変更を提案することができる。

	施設の休館日※1・2	開館時間※3
	(1) 水曜日	午前9時から
芸能劇場	(2) 1月1日から同月3日まで及び	午後 10 時まで
	12月 29日から同月 31日まで	

施設の休館日※1・2		開館時間※3	
	(1) 月曜日	午前9時から	
スイングホール	(2) 1月1日から同月3日まで及び	午後 10 時まで	
	12月 29日から同月 31日まで		
	(1) 水曜日	午前9時から	
市民スペース	(2) 1月1日から同月3日まで及び	午後 10 時まで	
	12月 29日から同月 31日まで		

 ${\it **}$ 1:指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

※2:その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。

※3:指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

6 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者が行う業務の内容の概要は、次のとおりである。詳細については、要求水準 書等を参照すること。

	指定管理者が行う業務の内容		
	(1) 劇場の使用の承認に関する業務		
	(2) 劇場の使用料の減額又は免除に関する業務		
	(3) 劇場の施設及び設備の維持管理に関する業務		
芸能劇場	(4) 郷土の古典芸能の保存及び育成並びに芸術文化の振興のため実		
	施する事業に関する業務		
	(5) 前各号に掲げるもののほか、劇場の管理及び運営に関する業務		
	のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務		
	(1) ホールの使用の承認に関する業務		
	(2) ホールの使用料の減額又は免除に関する業務		
	(3) ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務		
スイングホール	(4) 市民の文化活動の場の提供及び芸術文化の振興のため実施する		
	事業に関する業務		
	(5) 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理及び運営に関する業		
	務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務		
	(1) 市民スペースの使用の承認に関する業務		
	(2) 市民スペースの使用料の減額又は免除に関する業務		
市民スペース	(3) 市民スペース及びその設備の維持管理に関する業務		
	(4)前3号に掲げるもののほか、市民スペースの管理及び運営に関		
	する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務		

各施設において実施される業務(以下、「指定管理業務」という。)は、指示業務と提 案業務で構成される。

指示業務とは市が個別具体的に仕様を示す業務、提案業務とはその具体的な実施方 法等については指定管理者の提案に委ねる業務を指す。

なお、指定管理者は、指定管理業務とは別に、指定管理者が自ら企画し、市の承認を得て、自己の責任と費用において実施する事業(以下、「自主事業」という。)を行うことができる。自主事業は、指定管理業務に支障をきたすことがなく、施設の利用促進又は利用者のサービス向上のために実施する事業とする。

分類		内容
指定管理業務		要求水準書により市が実施を義務づけている業務
	指示業務	指定管理業務のうち、市が個別具体的に仕様を示す業務
	提案業務	指定管理業務のうち、その具体的な実施方法等については指定管理者 の提案に委ねる業務
	自主事業	指定管理業務とは別に、指定管理者が自ら企画し、市の承認を得て、 自己の責任と費用において実施するもの

第2 経費に関する事項

1 指定管理料の上限額

5年間総額:785,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 収入として見込まれる主な項目

以下を指定管理者の主な収入とする。なお、利用者が支払う施設及び附属設備の使用料については、市に納入すること。

- (1) 指定管理料
- (2) 提案業務の実施に伴う諸収入(市民等が支払う参加費等)
- (3) (自主事業を実施する場合) 自主事業の実施に伴う諸収入(市民等が支払う参加 費等)
- (4) 指定管理業務及び自主事業の実施にあたり、指定管理者の努力により得た補助金等(ただし、後述のとおり、精算等の手続が必要となる場合がある)

3 支出として見込まれる主な項目

以下を指定管理者の主な支出とする。

- (1) 指定管理業務の実施に伴う費用(職員人件費、施設維持管理費、修繕費、施設予約システム関連費、OA機器関連費、芸術文化事業実施経費、本部経費、租税公課等。光熱水費及び回線使用料は市の負担とする)
- (2) (自主事業を実施する場合) 自主事業の実施に伴う費用 (施設及び附属設備の使用料を含む)

4 使用料

施設の使用料及び附属設備の使用料は、武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例(昭和 58 年 7月 15 日条例第 20 号)、武蔵野市立武蔵野スイングホール条例(平成 8 年 3 月 21 日 条例第 11 号)、武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例(平成 22 年 3 月 18 日条例第 3 号)に定められたとおりである。また、施設の使用料及び附属設備の使用料は、市に納入すること。

5 第三者への再委託等

第三者への再委託等については、市の承諾を必要とする。また、第三者への委託等を 行った業務の一部を、更なる第三者に委託し、又は請け負わせることについても、市の 承諾を必要とする。ただし、指定管理業務の全部若しくは大部分又は主たる業務の再委 託等は認められない。

6 修繕

建物、設備及び備品等の修繕は、帰責事由が指定管理者にあるものを除き、市の責任で行う。ただし、小規模な修繕(1件あたり100万円未満、消費税及び地方消費税を含む)については、迅速に対応するため、各館に予算配当された指定管理料修繕費の範囲内で、指定管理者の負担により実施すること。

修繕費は毎年度精算する。

7 補助金等の活用

指定管理業務を実施するにあたり、国や独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。ただし、市が所有する施設や設備、備品を充当対象とする 国庫補助金等の交付を受けた場合は、必要に応じて精算等の手続を行うこととする。したがって、指定管理業務について国庫補助金等の申請を行う場合は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議すること。

なお、指定管理者の負担において行う自主事業に対して国庫補助金等の交付を受けた場合は、精算の必要はない。

8 自主事業の経理

自主事業の実施に要する費用は、指定管理者自らが負担するものであり、指定管理料を充てることは認められない。そのため、指定管理業務と自主事業の経理を、明確に区分すること。

第3 選定に関する事項

1 申請資格要件等

(1) 申請者の構成等

申請者は、単一の法人又は共同事業体のいずれかであること。

申請者が共同事業体である場合、代表者を定めること。

申請者(共同事業体の場合はその構成団体)は、他の申請者(共同事業体の場合はその構成団体)又はその再委託予定者を兼ねることはできない。

(2) 申請資格要件

申請者は、申請書類の提出日から協定の締結日までの間において、次の(P)~(+)に示す申請資格要件を満たすこと。共同事業体として申請する場合は、構成する全ての団体が(P)~(-)の申請資格要件を満たすこと。(+)については、共同事業体として申請する場合は、代表者が申請資格要件を満たすこと。これらの申請資格要件を欠く事態が生じた場合、当該申請者は失格とする。

- (ア) 法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体(法人格は不要。ただし、個人は除く)であること
- (イ) 市から指名停止を受けていないこと
- (ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当して いないこと
- (エ) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に 基づく手続きをしていないこと
- (オ) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと
- (カ) 法人及び役員等が武蔵野市暴力団排除条例 (平成 24 年 9 月条例第 24 号) に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- (キ) 市及びその他の地方公共団体から、指定管理者の責めに帰すべき事由により、公告 日から起算して2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者でないこと
- (ク) 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体(イおよびウに掲げる者にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。) でないこと

ア 議会の議員

イ 市長および副市長

ウ 教育長及び教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資 産評価審査委員会委員、公平委員会委員

(ケ) 指定管理者の選定における審査委員会の委員が属する団体でないこと

- (コ) 本公募に関する選定支援業務委託(令和5年度)を受注した株式会社日本総合研究 所と資本関係又は人事関係がある者ではないこと。なお、資本関係とは、一方の企 業が他方の企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資総 額の100分の20以上の出資をしている場合を言う。また、人事関係とは、一方の企 業の役員(会社法第329条第1項に規定する役員をいう。ただし、社外取締役及び 社外監査役の場合を除く。)が他方の企業の役員を兼ねている場合をいう。
- (サ) 令和元年(2019)年4月1日以降に、指定管理者としてホール又は劇場の指定管理業務を行った実績を有すること。

2 申請手続き

(1) 申請スケジュール

申請に関する手順及びスケジュールは、以下を予定している。

時期(予定)	内容
令和6年4月1日(月)	募集要項等の公表
令和6年4月10日(水)、15日(月)	施設見学の実施
令和6年4月11日(木)~18日(木)	募集要項等に関する質問の受付期間
令和6年4月26日(金)(予定)	募集要項等に関する質問への回答公表
令和6年5月9日(木)	指定申請書等の提出締め切り
令和6年5月16日(木)(予定)	申請資格の審査結果の通知
令和6年6月21日(金)	提案書類の提出締め切り

(2) 募集要項等の公表

募集要項等は、令和6年4月1日(月)に市ホームページに公表する。

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/shiteikanrishaseido/1046730/index.html

(3) 施設見学等の実施

次のとおり、募集要項等の施設見学会を開催する。参加を希望する法人は、「施設見学会参加申込書」(様式1。以下同じ。)を提出すること(参加は任意)。参加の有無が審査及び選定に影響を及ぼすことはない。

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月5日(金)午後5時まで

イ 提出方法

「施設見学会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。 電子メールの表題は「指定管理者見学会参加希望(法人名)」とし、電子メール送信後、 市民活動推進課へ電話にて受信確認すること。

ウ 開催日時等

下記の日程で開催する。なお、見学会において質疑応答の機会は設けない。

- ・令和6年4月10日(水) 芸能劇場及び市民スペース
- ・令和6年4月15日(月) スイングホール

(4) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関して質問がある法人は、「募集要項等に関する質問書」(様式2。以下同じ。)を提出すること。

ア 受付期間

令和6年4月11日(木)から令和6年4月18日(木)午後5時まで

イ 提出方法

「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「指定管理者募集要項質問(法人名)」とし、電子メール送信後、市民活動推進課へ電話にて受信確認すること。なお、上記の「質問票」の提出以外による質問(電話での問合せ等)は回答しない。

ウ 回答方法

質問及びその回答の内容は、令和6年4月26日(金)(予定)までに市ホームページ 上にて公表するとともに、公表した旨を「質問票」の提出があった法人へ電子メールで 通知する。

(5) 指定申請書等の提出

本公募で指定する指定管理者に申請する法人は、指定申請書等を提出すること。

ア 受付期間

令和6年5月1日(水)から令和6年5月9日(木)午後5時まで

イ 提出方法

様式集及び記載要領第3提出要領を参照すること。

- ※ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格を有 しない場合は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 履歴事項全部証明書(登記事項証明書) (正本) (発効後3か月以内のものに限る。)
 - ② 履歴事項全部証明書(商号登記事項証明書)(正本)(発効後3か月以内のものに限る。)
 - ③ 身分証明書(正本) (発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。)
 - ④ 登記されていないことの証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。)
 - ⑤ 財務諸表(直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書)

- ⑥ 法人事業税の納税証明書(正本)(法人に限る。)
- ⑦ 法人税又は所得税の納税証明書その1 (正本)
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書その1 (正本)
- ⑨ その他選定委員会が必要と認めるもの
- ⑩ 最優秀提案者となった場合に入札参加資格を取得することを誓約する誓約書(様式 3-5)

(6) 提案書類の提出

指定申請書等の審査の結果、申請資格があると認められた者は、提案書類を提出すること。

ア 受付期間

令和6年6月18日(火)から令和6年6月21日(金)午後5時まで

イ 提出方法

様式集及び記載要領第3提出要領を参照すること。

(7) 申請がなかった場合の対応

申請書類の提出がなかった場合、公募条件の見直し等を行い、再度公募する。

3 選定方法

(1) 審査の手順

選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下を予定している。

時期(予定)	内容
令和6年6月21日(金)	提案書類の提出締め切り
令和6年6月28日(金)(予定)	提案書類の確認結果の通知
令和6年6月28日(金)(予定)	プレゼンテーション・ヒアリング日時の通知
令和6年7月11日頃	プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和6年7月18日(木)(予定)	審査結果の通知
令和6年7月下旬~8月上旬	候補者との協議(仮協定の締結)
令和6年9月下旬	市議会における指定管理者指定の議決
令和6年10月~令和7年3月	協定締結、業務引継
令和7年4月1日(火)	業務開始

(2) 審査体制

申請者から提出された提案書については、次の6名の有識者及び市の職員で構成される「武蔵野市指定管理者候補審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査を行い、その結果を踏まえて、市が指定管理者を選定する。

氏名	所属・役職		
川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授		
高宮 知数 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科講師 東日本国際大学地域振興戦略研究所客員教授			
鬼木 和浩	日本文化政策学会理事 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課長(主任調査員)		
鵜川 正樹	公認会計士		
小野田 朋恵	弁護士		
毛利 悦子	武蔵野市 市民部 市民活動担当部長		

(3) 要求水準を満たす提案がなかった場合

申請書類の審査の結果、要求水準を満たす提案がなかった場合、再度公募を検討する。

(4) 留意事項

申請者が審査委員会の委員、市職員等に対し、不当接触又は接触しようとする行為をなど、審査の公平性を害する行為があった場合、その申請者を失格とする場合がある。

4 審査項目

審査基準を参照のこと。

第4 リスクに関する事項

1 リスク分担

指定期間内におけるリスク分担を下表にて示す。

		分	担
リスク項目	リスクの内容	市	指定管 理者
法令等の変更	当該施設の管理運営に直接影響する法令等の変更	0	
	上記以外のもの		0
	当該施設の管理運営に直接影響する税制度の変更	0	
税制度の変更	消費税及び地方消費税に係る税制の変更	0	
	指定管理者の利益に課される税に係る税制 の変更		0
	当該施設の管理運営に影響を及ぼす許認可 の新設・変更によるもの	0	
許認可の取得等	市が取得すべき許認可の遅延等によるもの	0	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延等に よるもの		0
物価変動	物価の変動による経費の増加		0
金利変動	金利の変動による経費の増加		0
	大規模な外的要因による需要変動	○協議	○協議
需要変動	市の事業内容の変更等に起因する需要変動	0	
	上記以外のもの		0
管理運営内容の変	市の政策変更、指示によるもの	0	
更	指定管理者の発案によるもの		0
市議会の議決	指定の議決が得られないことによるもの		0
不可抗力 ※1	不可抗力による施設・設備の復旧に係る経 費の増加	0	
/*\ ±	不可抗力による管理運営の中断・中止	○協議	○協議
 施設・設備等の損	市に帰責事由があるもの	0	
- 傷 ※ 2	指定管理者に帰責事由があるもの		0
12374	上記以外のもの	0	
第三者賠償	市に帰責事由があるもの	0	

	指定管理者に帰責事由のあるもの		0
	市及び指定管理者の双方に帰責事由がある	○協議	○協議
	もの		
管理運営の中断・ 中止	市に帰責事由があるもの	0	
	指定管理者に帰責事由のあるもの		0
	上記以外のもの	○協議	○協議
事業終了時の費用	指定期間の終了又は指定の取消しによる施		0
	設の原状回復に係る費用		

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を定める。

- ※1:不可抗力とは、市及び指定管理者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通 常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものを意味し、 具体的には、暴風、豪雨、地震、その他自然災害、火災、戦争、内乱、テロ、暴 動、伝染病・感染症の流行等を指す。
- ※2:小規模な修繕については、迅速に対応するため、各館に予算配当された指定管理料修繕費の範囲内で、指定管理者の負担により実施すること。指定管理料で対応した修繕が当初見込みと異なる場合は毎年度精算する。
- ※3:光熱水費は、市の負担とする。

第5 協定に関する事項

1 協定の締結

(1) 締結する協定の主な内容

指定管理者と市は協議の上、次の事項について協定を締結する。締結する協定は、指 定期間を通じた「基本協定書」と、年度ごとの「年度協定書」の2種類とする。各々の 主な内容は、以下のとおりである。

ア 基本協定書の内容

- 施設の概要、指定期間
- 公共性及び民間事業の趣旨の尊重
- 用語の定義
- 法令遵守
- 事業計画
- 指定管理業務(業務内容、責任者の配置、利用料金)
- 基本協定以外の規定の適用関係
- ・ 指定管理料の支払い
- ・ 再委託の禁止、権利の譲渡に関する規定
- 事業報告書の作成及び提出、定例報告、調査報告
- 個人情報の保護、情報の公開、守秘義務
- ・ 維持管理に関する内容(施設の点検、修繕、備品の購入等)
- ・ 運営に関する内容(苦情の処理、事業協力、緊急時の対応、予約する事業の継承 等)
- ・ 保険の付保
- 暴力団の排除
- ・ 指定の取消し及び指定管理業務の停止命令
- 指定期間終了に伴う原状回復
- 損害賠償の義務
- ・ 不可抗力発生時の対応、リスク分担
- 申請書の様式等
- 留意事項
- 協定の変更、協議事項

イ 年度協定書の内容

- 年度協定の期間
- 事業計画
- · 指定管理料
- 指定管理料の請求

- 指定管理料の変更
- 施設の維持補修等
- · 疑義等の決定
- · 協定の変更、協議事項

(2) 協定の締結の流れ

選定された事業者は、決定後7日以内に、市を相手方として基本協定書案を提出し、 速やかに仮協定を締結しなければならない。その際、必要に応じて、市と協定の細目に ついて協議を行うこと。

仮協定を締結した後、市の議会を経て指定管理者は指定される。議決後に、基本協定 書及び初年度の年度協定書を締結する。

第6 その他

1 その他の留意事項

(1) 選定及び協定等の締結に係る留意事項

- (ア)選定に係る手続きにおいて交渉は行わない。
- (イ)選定及び協定等の締結に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語 及び日本国通貨に限る。
- (ウ)申請者は、募集要項等資料を熟読し、かつ、遵守すること。
- (エ)申請者は、質問期間終了後、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立て ることはできない。
- (オ)提出後の申請書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (カ)提出後の申請書類は返却しない。
- (キ)申請書類の著作権は申請者に帰属するが、武蔵野市情報公開条例(平成13年3月23日条例第5号)の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部または一部を公開する場合がある。このとき、市は、申請書類を無償で使用できるものとする。公開に際しては、申請者のノウハウに係る内容が記載されている可能性があるため、公開されることにより提案した申請者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものを対象とし、詳細については当該申請者と協議して対応する。
- (ク)申請者は、申請書類の提出をもって、当該募集要項等の記載内容を承諾したものとする。
- (ケ)提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とすることがある。
- (コ)申請に要する一切の経費は、申請者の負担とする。

(2) 事業の実施に係る留意事項

(ア)指定の取消し等

指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、その指定を 取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができ る。

2 問合せ先・提出先

武蔵野市市民部市民活動推進課

所在地: 〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話:0422-60-1831 (直通)

メールアドレス: SEC-KATSUDOU@city. musashino. lg. jp

※問合せ及び書類の持参提出(提出期限内に限る)は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで受け付ける。